

(報道資料)

**「NHK情報公開」の実施状況
(平成13年度)**

平成14年4月25日

N H K

NHKでは平成13年7月1日から新たな情報公開を開始しました。

平成13年度の実施状況は次のとおりです。

本部、全国の放送局において、来局と郵送を合わせて、50人の視聴者による83件の情報公開の求めがありました。

このうち、窓口対応により情報提供したもの(34件)を除いて、25人の視聴者による49件の情報開示の求めを受け付けました。

1. 情報公開の求めの状況

NHKでは、公開を求められた情報が既に公表済み等の場合は、情報提供で対応しています。また、未公表のものについては、「情報開示の求め」を受け付けて、開示できるかどうかを判断します。

(1) 情報公開の求めの件数

(単位：件)

	情報公開の求め	情報提供で対応	「情報開示の求め」 を受け付けたもの		情報公開の求め	情報提供で対応	「情報開示の求め」 を受け付けたもの
13年				14年			
7月	35	10	25	1月	2	1	1
8月	8	5	3	2月	7	3	4
9月	0	0	0	3月	8	3	5
10月	5	5	0	合計	83	34	49
11月	13	2	11				
12月	5	5	0				
小計	66	27	39				

(2) 「情報開示の求め」の受け付け区分

(単位：件)

総件数	窓口への来訪	郵送
49	27	22

2. 「情報開示の求め」の内容

分野	事例	件数	割合
経営一般に関するもの	人事処分、子会社の財務内容、外部審議会への参加状況	12	(24.5%)
放送に関するもの	番組制作等についての規律、運用指針等を定めた文書	12	(24.5%)
営業に関するもの	地上・BSの地域(県)別収入一覧	18	(36.7%)
技術に関するもの	NHK所有建造物の建築図面	2	(4.1%)
広報・事業に関するもの	アンケートはがきについて	1	(2.0%)
総務・経理に関するもの	NHKが支払う電話料金	4	(8.2%)

3. 「情報開示の求め」に対する検討結果

年度内に検討を終えた44件のうち、「情報開示の求め」の対象外を除いた35件についての開示率は、68%となっています。また、開示、不開示の判断は、34件が期間内(30日以内)に処理されています。

区分	対象外	開示	不開示
件数	9件	24件	11件
備考	うち、6件については情報を提供	うち、情報提供3件、部分開示11件	うち、文書不存在5件

4. 「再検討の求め」と対応状況

部分開示、不開示等のNHKの判断に対して、「再検討の求め」があった場合に、審議を行い、NHKに意見を述べる機関として「NHK情報公開審議委員会」が置かれています。

平成13年度は、13件の「再検討の求め」があり、うち12件を受け付けました。(1件については、「再検討の求め」の対象外のため、NHK情報公開審議委員会に諮問していません。)

「再検討の求め」の処理状況は次のとおりです。

諮問番号	事案の概要	諮問日	処理状況	審議委員会の意見の内容
1	人事処分内容	13. 8. 21	13.10.12 答申	開示の範囲を広げて部分開示が妥当
2	詳細な人事処分事由	13. 9. 5	13.10.12 答申	不開示でなく部分開示が妥当
3	職員の氏名・写真	13. 9. 28	13.11. 8 答申	当初判断どおり不開示が妥当
4	部外関係者との打合せ内容	13. 9. 28	14. 1.10 答申	当初判断どおり不開示が妥当
5	都道府県別の受信契約率等	13.11. 8	審議中	
6	都道府県別の完納契約率	14. 2. 8		
7	高卒職員の年間総労働時間等	14. 2. 8		
8	地域スタッフ契約の法的性格	14. 2. 8		
9	営業関係の規定の法的根拠	14. 2. 8		
10	アンケートはがきのあり方	14. 2. 8		
11	放送局向けの指示文書	14. 2. 8		
12	電話会社のサービス内容	諮問準備中		

〔 第1号および第2号については10月18日、第3号については11月13日、第4号については1月16日、それぞれ審議委員会の意見どおり最終判断を行いました。審議委員会の意見は別紙参照。 〕

5. NHK情報公開審議委員会の開催状況

NHK情報公開審議委員会の開催状況は、次のとおりです。

回数	開催日	概要
第1回	13. 7. 12	委員長の選出等
第2回	13. 9. 13	諮問第1号・第2号審議
第3回	13. 9. 28	諮問第1号・第2号審議
第4回	13. 10. 12	諮問第1号・第2号答申 諮問第3号・第4号審議
第5回	13. 11. 8	諮問第3号答申 諮問第4号審議
第6回	13. 12. 6	諮問第4号・第5号審議
第7回	14. 1. 10	諮問第4号答申 諮問第5号審議
第8回	14. 2. 8	諮問第5号審議
第9回	14. 3. 14	諮問第5号審議

6. NHK情報公開審議委員会

次の方々に、平成13年7月1日付で委員を委嘱しています。

委員長 青木 彰氏（筑波大学名誉教授）
委員長代行 金平 輝子氏（東京都歴史文化財団顧問）
大島 崇志氏（弁護士）
榎谷 隆夫氏（公認会計士）
高木 光氏（学習院大学法学部教授）

NHK情報公開審議委員会の諮問第1号・第2号に対する意見

1 審議委員会の結論

- (1) 起訴猶予以上の処分となった刑事事件（以下「刑事事件」という。）に係る懲戒処分・訓告の責任審査一覧のうち、処分発令日、氏名、所属・職位を不開示としたことは妥当である。
- (2) 刑事事件に係る懲戒処分・訓告の処分理由については、個人情報・プライバシーの保護に留意した上で、事実概要を開示すべきである。
- (3) 刑事事件以外の懲戒処分・訓告については、次のとおり開示すべきである。
懲戒免職処分は、刑事事件に係る懲戒処分・訓告と同様に責任審査一覧を開示する。ただし、プライバシーの法的保護が特に求められる場合は、可能な範囲で開示する。
懲戒免職処分以外は、処分理由の類型別に件数を開示する。

2 再検討の求めに係る経緯

1996年度から2000年度までの職員の懲戒処分・内部処分への開示の求めに対し、NHKは、刑事事件に係る懲戒処分・訓告については、責任審査一覧のうち、処分発令年月、処分内容、処分理由を開示するとともに、それ以外の処分については、年度別の処分件数を開示した。（責任審査一覧のうち、処分発令日、氏名、所属・職位は不開示。処分理由の事実概要も開示せず。）

これに対し、開示の求めを行った視聴者から、刑事事件以外の処分も含めて、責任審査一覧（処分発令日、氏名、所属・職位の開示を含む）及び処分理由の事実概要を開示するよう、再検討の求めが出された。

3 部分的に不開示としたNHKの見解の要旨

職員の懲戒処分・内部処分についての情報は、基本的に個人に関する情報であること、また、そのような情報が開示された場合には、受信料収納や受信契約業務に支障を来すおそれがあること、さらに、非公開を前提としている責任審査委員会（処分案を検討）の審議が影響を受ける事態も懸念されることから、NHK情報公開規程第8条第1項第1号、第2号、第3号に規定する不開示情報に該当する。

4 審議委員会の判断

(1) 規程第8条第1項第1号の該当性

本号の解釈・運用に当たっては、NHKが自主的に新たな情報公開の仕組みをスタートさせた趣旨を踏まえ、「NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」を直ちに不開示情報とするのではなく、NHKが視聴者に対して果たすべき説明責務、NHKが持つ社会的責任等を合わせて検討すべきである。

今回の場合、NHKが主張するような受信料収納や受信契約業務に支障を来たすおそれが全くないとは言えないが、それを理由として不開示とするほどの支障ではないと判断する。したがって、NHKが先に開示した情報に加え、冒頭の結論に述べたように、開示範囲を拡大することが妥当である。

(2) 規程第8条第1項第2号の該当性

処分案を検討する責任審査委員会が非公開を前提に行っている調査や審議の情報は、処分の決定に至る過程の情報であり、「NHK内の審議、検討または協議に関する情報」に含まれる。

しかし、今回の開示の求めに係る文書は、審議結果の文書であり、また、仮に開示範囲が拡大されても、今後における責任審査委員会の審議そのものが影響を受ける事態が懸念されるとまでは認められない。よって、本号は不開示の理由には当たらない。

(3) 規程第8条第1項第3号の該当性

被処分者の氏名は、基本的な個人情報であり、本号に該当する。

また、それだけでは個人を識別できる情報とはならないが、他の情報とつなぎ合わせることで個人の識別が可能となる情報も、一体としての個人情報と解すべきである。よって、処分発令日、所属・職位も本号に該当する。

追加して開示する情報も、個人情報・プライバシーの保護に留意して開示することが必要であり、とりわけ、男女雇用機会均等法などにより、関係者のプライバシーの法的保護が特に求められる場合は、可能な範囲での開示とすべきである。

(4) 判断に当たったの基本的な考え方

NHKが始めた新たな情報公開は、放送による言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者に対する説明責務を果たすための自主的な仕組みである。公権力の行使を背景とする国や地方自治体等の情報公開とは性格を異にし、それらと同列に論ずるべきものではない。NHKは、情報公開の実施に当たり、視聴者の直接負担する受信料によって運営される公共放送であることから、視聴者本位の姿勢

を深く認識し、その支持と信頼を一層得られるように努めるべきである。

当審議委員会は、上記のような考えの下に、NHK情報公開基準・情報公開規程に則りつつ、NHK及びNHK職員に求められる高い公共性と倫理性、個人情報・プライバシーの保護、視聴者の支持と信頼の確保等を総合的に勘案し、開示範囲を決定した。特に、懲戒免職処分及び処分の事実概要も開示すべきとしたのは、公共放送としての社会的責任と、視聴者へ分かりやすく説明する観点を重視した結果である。

5 審議の経過

平成13年	8月21日	第1号諮問	
	9月5日	第2号諮問	
	9月13日	(第2回審議委員会)	審議
	9月28日	(第3回審議委員会)	審議
	10月12日	(第4回審議委員会)	審議・答申

N H K 情報公開審議委員会の諮問第 3 号に対する意見

1 審議委員会の結論

1 9 9 3 年から 1 9 9 8 年の間に盛岡放送局に在籍した記者の氏名と顔写真を不開示としたことは妥当である。

2 再検討の求めに係る経緯

「クローズアップ現代」で、1 9 9 3 年 4 月 5 日～1 9 9 8 年 3 月末の間に放送されたとする番組「大型化する画面、小型化する部品」に関して、放送の有無と番組の概要等、及び盛岡放送局の記者が出演していたことから、記者の氏名・顔写真について開示の求めが出された。

個々の放送番組に関する文書は開示の求めの対象外であるが、N H K では情報提供に努めるため調査を行った。しかし、そのような番組を放送した事実はなく、その旨と記者の氏名・顔写真は個人情報で開示できないことを連絡した。

これに対し、開示の求めを行った視聴者から、対象外の部分も含めて、再検討の求めが出された。N H K は、対象外の部分は審議委員会への諮問事項に含まれないことを説明の上、記者の氏名・顔写真を不開示とした点について諮問した。

3 不開示とした N H K の見解の要旨

職員の氏名・顔写真は基本的な個人情報であり、N H K 情報公開規程第 8 条第 1 項第 3 号に規定する不開示情報に該当する。

4 審議委員会の判断

職員の氏名・顔写真は、基本的な個人情報であり、規程第 8 条第 1 項第 3 号に該当する。

5 審議の経過

平成 1 3 年	9 月 2 8 日	(第 3 回審議委員会)	第 3 号諮問
	1 0 月 1 2 日	(第 4 回審議委員会)	審議
	1 1 月 8 日	(第 5 回審議委員会)	答申

NHK情報公開審議委員会の諮問第4号に対する意見

1 審議委員会の結論

(1) 懇談会の総回数、支出総額、個々の懇談についての場所、出席者、支出額のリスト

NHKでは相手方を国会議員、大臣、官僚に限定した管理は行なわれておらず、NHKが文書不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

(2) 個々の懇談の記録

「事務または事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」(NHK情報公開規程第8条第1項第1号)に該当するため不開示としたNHKの判断は妥当である。

2 再検討の求めに係る経緯

NHK役職員と国会議員、大臣、官僚との懇談に関して、懇談会の総回数、支出総額、個々の懇談についての場所、出席者、支出額のリスト、個々の懇談の記録、を開示するよう求めが出された。

については文書が存在しないため、についてはNHK情報公開規程第8条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するため不開示とした。これに対し、開示の求めを行った視聴者から再検討の求めが出された。

3 不開示としたNHKの見解の要旨

個々の懇談(打合せ)の記録が開示された場合には、相手方との信頼関係の基盤が崩れ、その結果、外部の関係者からの任意の協力が得られなくなり、独立した事業体であるNHKの事業活動に著しい支障が出る。このため、NHK情報公開規程第8条第1項第1号に規定する不開示情報に該当する。

4 審議委員会の判断

(1) 懇談会の総回数、支出総額、個々の懇談についての場所、出席者、支出額のリスト

NHKでは、打合せについての記録は、個別の帳票の形で各実施部局が管理しているが、打合せの相手方による管理はされていない。したがって、特定の相手方との打合せについての総回数等を記録した文書や個々の打合せについてのリストは作成されていないと認められる。

(2) 個々の懇談の記録

以下の理由から、規程第8条第1項第1号に該当すると判断する。

自由な競争者としての立場の確保

放送や新聞等のマスメディアは、表現の自由を守り、報道機関として国民の知る権利に奉仕し、健全な民主主義の発達に資するよう努めなければならない。この目的を果たすため、それぞれの事業者は自由な環境の下で互いに競争し、より国民の負託に応えるよう努力している。また、情報が瞬時に地球上の隅々にまで行き渡る現在、世界中のさまざまな報道機関がそれぞれの国を越えて競い合う状況にある。わが国の放送においても、財源や組織形態を異にするNHKと民間放送が二元体制としてそれぞれの長所を発揮し、互いに切磋琢磨することにより、豊かで多様な放送サービスを提供している。

特にNHKは、この自由競争の環境の中で独立性を保ちながら、公共放送として、豊かで良い放送を行うとともに、放送の進歩発展に大きな役割を果たしてきている。これからもNHKが視聴者の利益となるような事業活動を行っていくためには、この自由な競争者としての立場が確保されなくてはならない。

今回開示を求められた文書は打合せについての記録であるが、NHKが円滑な事業運営のために行っている打合せの記録を開示することは、いわば事業遂行に当たっての手の内を一方的に明らかにすることであり、結果として自由な競争者としての立場が確保されず、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

信頼関係の確保と報道機関のモラル

NHKは、直接放送に関する業務以外にも、受信料の収納や人事・経理など放送事業体の運営に必要なさまざまな業務を行っているが、これらの業務の円滑な実施なくしては公共放送の使命を達成することはできない。NHKが業務上、外部の関係者からの情報収集や協力依頼等を目的として実施する打合せは、公にしないことを前提に相手方の任意の協力の上に成り立っている。したがって、打合せの内容を開示した場合には、相手方との信頼関係の基盤が崩れ、今後の任意の協力が得られなくなり、ひいては事業活動に著しい支障が出ると認められる。

また、いわばNHKの全ての業務は放送の実施に収斂しているとも言えるので、取材源・情報源の秘匿を根幹とする報道機関のモラルが、公共放送としてのNHKの業務活動全般に対しても厳しく求められていることや、今日、プライバシー保護等をめぐってメディアに対する規制の議論が起きていることから、部外関係者との打合せや交渉に関する情報の開示・不開示の判断に当たっては、相手方の信頼を損なわないよう、慎重かつ適切な対応が望まれる。

NHKの置かれた経営・事業環境

NHKは、特殊法人ではあるが、国の出資を受けず、政府や地方自治体から独立した、言論・報道に関わる自主的・自律的な放送事業体である。行政機関とは立場が異なり、法令に基づく権限や強制力がないことから外部の協力を任意に得なくてはならない環境にある。

またNHKは、効率的な業務運営を行い、受信料を適切に運用することが強く求められている。仮に今回の開示の求めに応えようとすると、全国の放送局等での全帳票の調査という不相当な事務作業を要する。

今回の打合せに関する情報の開示・不開示の判断に当たっては、NHK情報公開の趣旨を踏まえつつ、NHKの置かれたこれらの経営・事業環境についても考慮する必要がある。

5 審議の経過

平成13年	9月28日	第4号諮問	
	10月12日	(第4回審議委員会)	審議
	11月8日	(第5回審議委員会)	審議
	12月6日	(第6回審議委員会)	審議
平成14年	1月10日	(第7回審議委員会)	審議・答申